

7 議案第61号関係

おいらせ町子ども医療費助成条例 新旧対照表（抜粋）

改 正 案	現 行
附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。 (条例の失効) 2 この条例は、<u>平成33年3月31日</u>限り、その効力を失う。 (失効に伴う経過措置) 3 この条例の失効前に受診した医療に係る子ども医療費の助成は、なお従前の例による。	附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。 (条例の失効) 2 この条例は、<u>平成30年3月31日</u>限り、その効力を失う。 (失効に伴う経過措置) 3 この条例の失効前に受診した医療に係る子ども医療費の助成は、なお従前の例による。